（人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正）

第三十二条　人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書及び第十条中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

第十九条第三号中「第七十三条」を「第七十条の六」に改める。

第二十条第一項、第二十一条及び第二十二条（見出しを含む。）中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

（退職手当・恩給審査会令の一部改正）

第三十三条　退職手当・恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

恩給審査会令

第一条第一項中「退職手当・恩給審査会」を「恩給審査会」に、「二十人」を「十人」に改める。

第五条を削る。

第六条第三項を削る。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（庶務）

第六条　審査会の庶務は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第四号に掲げる事務を分掌するものに限る。）において処理する。

第七条を削る。

第八条の見出しを「（審査会の運営）」に改め、同条を第七条とする。

（年金業務監視委員会令の廃止）

第三十四条　年金業務監視委員会令（平成二十二年政令第百十五号）は、廃止する。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「内閣府令」を「内閣官房令、内閣府令」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第三十六条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の項中「第四十三条第一号」を「第四十二条第一号」に改め、同表職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の項中「第十六条第一項第四号」を「第十六条第一項第三号」に、「、第四号」を「、第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「内閣府」とあるのは「内閣府及び復興庁」と、同項中「五　警察庁（警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。）」とあるのは「五　警察庁（警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。）」と、同令第十条第一項中「内閣府」とあるのは「内閣府、復興庁」とする。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三十七条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七五八人」を「一三、七四〇人」に、「一三、七三二人」を「一三、七一四人」に改め、同表総務省の項中「五、二三三人」を「五、一〇四人」に改める。

（政令としての効力を有する人事院規則の適用に関する経過措置）

第三十八条　国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第十一条第二項の規定により政令としての効力を有する人事院規則一〇―三（職員の研修）の規定の適用については、同規則中「人事院」とあるのは「内閣総理大臣」と、「各省各庁の長」とあるのは「関係庁の長」と、同規則第三条第一項中「研修が適切に行われることを確保するため」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修が適切に行われることを確保するため」と、同条第二項中「各省各庁の職員に」とあるのは「国家公務員法第七十条の六第一項第二号に掲げる観点から、関係庁の職員に」と、同規則第四条第三項中「当該省庁外」とあるのは「当該庁外」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日から法附則第一条第二号に定める日の前日までの間における第八条の規定による改正後の自衛隊法施行令第五十一条の九第二項の規定の適用については、同項中「、管理隊員（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員をいう。第三号において同じ。）及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。第三号において同じ。）である隊員」とあるのは「及び管理隊員（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「、課程対象者として選定されたことがある隊員その他」とあるのは「その他」と、「、管理隊員又は課程対象者である隊員」とあるのは「又は管理隊員」とする。

（退職手当・恩給審査会令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日の前日において退職手当・恩給審査会の委員である者の任期は、第三十三条の規定による改正前の退職手当・恩給審査会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2　この政令の施行の日の前日において退職手当・恩給審査会の委員（恩給分科会に属する者に限る。）である者は、この政令の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の恩給審査会令（以下この条において「新審査会令」という。）第二条の規定により恩給審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新審査会令第三条第一項の規定にかかわらず、前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の退職手当・恩給審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（処分等の効力）

第四条　この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

（命令の効力）

第五条　この政令の施行の際現に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　小野寺五典